

令和 5 年度(2023年度)
事業計画及び予算

一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会

令和5年度(2023年度)運営方針

- 1 ガバナンスの強化とコンプライアンス遵守を徹底し、一般財団法人として適切な法人運営に努めること。
- 2 引き続き、地方公務員としての福利厚生事業の点検・見直しに努め、適正な事業実施・運営に努めること。
- 3 会員掛金主体の事業実施と、適正かつ安定した法人運営ができるよう、引き続き、事業区分及び掛金の率等の見直しを行うこと。
- 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和。「WLB」)実現支援の一つとして、会員の「元気」、「活力」が出る互助会事業を目指し、常に、諸事業の見直しと新たな事業の検討に務めること。
- 5 市町村等職員の人財の確保と長期定着に繋がるように、魅力ある互助会事業の展開と、会員の健康経営に努めること。
- 6 これらの効率的な事業実施と、諸事業の周知徹底・情報提供、会員サービスと利便性の向上に努めること。
- 7 安定した運営を図るべく、資産の安全、かつ、効率的な運用と資産の保全に努めること。

令和 5 年度(2023年度)事業計画

令和5年度(2023年度)事業計画

〔一〕 基本的事項

1 互助会に属する市町村等の数、会員数及び給料月額

(1) 市町村等の数

市	町	一部事務組合	広域連合	その他の団体	計
6	6	14	1	4	31

(2) 会員数

前年度末	期 首 増 減		当年度期首	期 中 増 減		当年度末
	増加(取得)	減少(喪失)		増加(取得)	減少(喪失)	
6,235人	360人	320人	6,275人	80人	120人	6,235人

※年間平均会員数: 6,255人

(3) 標準報酬月額(平均)

前年度末(見込)	期 首	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	当年度末
362,000円	358,000円	358,000円	360,000円	361,000円	362,000円	362,000円

※年間平均標準報酬月額: 359,000円(見込)

(注) 掛金等の算出基礎となる標準報酬月額の上限を620,000円とした場合の平均標準報酬月額である。

2 掛金及び負担金

(1) 掛金及び負担金の率

	福 利 事 業	厚 生 事 業	法 人 会 計	計
掛 金	2.55	0.75	—	3.30
負担金	—	0.70	2.00	2.70
計	2.55	1.45	2.00	6.00

(注1) 単位は、標準報酬月額(上限: 620,000円)に対する千分比である。

(注2) 育児休業、介護休暇及び休職による無給期間に係る月分の掛金は、免除する。

(2) 掛金及び負担金の額

	前年度見込(A)	概算額①	免除額②	当年度見込(B)	比較(B)－(A)
掛 金	86,250千円	① 89,050千円	② 2,700千円	①－② 86,350千円	100千円
負担金	72,800千円	72,850千円	—	72,850千円	50千円
計	159,050千円	161,900千円	2,700千円	159,200千円	150千円

(注) ②の掛金免除者の標準報酬月額は1人あたり平均額を283,000円、1月あたり免除者数を240人で計算している。

3 互助会の役員及び互助会に使用される者の数

(1) 役員の数

理事(理事長及び副理事長並びに常務理事を含む。)	監 事	評 議 員
7 人	2 人	27 人

(2) 互助会に使用される者の数
5 人

4 会計及び事業の区分

会 計 区 分	事 業 区 分	内 容
実 施 事 業 等 会 計 (公益目的事業会計)	公益事業(助成)	講演会等開催費用補助金
	公益事業(寄附)	特定寄附
そ の 他 事 業 会 計 (収益事業等会計)	福 利 事 業	給付金等(傷病見舞金ほか全13事業)
	厚 生 事 業	家庭用常備薬等の配付ほか全9事業
法 人 会 計	———	管理業務その他法人全般に関するもの

[二] 資金計画事項

(単位:千円)

	令和 4 年度見込額	増 減	令和 5 年度計画額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	60	0	60
(2) 特定資産運用収入	4,430	△450	3,980
(3) 掛 金 収 入	86,250	100	86,350
(4) 負 担 金 収 入	72,800	50	72,850
(5) 事 業 収 入	2,480	△220	2,260
(5) 雑 収 入	130	20	150
事業活動収入合計	166,150	△500	165,650
2. 事業活動支出			
(1) 公 益 事 業 支 出	6,260	0	6,260
(2) 福 利 事 業 支 出	132,550	△24,650	107,900
(3) 厚 生 事 業 支 出	38,950	550	39,500
(4) 管 理 費 支 出	51,300	△510	50,790
事業活動支出合計	229,060	△24,610	204,450
事業活動収支差額	△62,910	24,110	△38,800
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入	40,001	△1,000	39,001
(2) 投資有価証券売却収入	4,500	△4,500	0
投資活動収入合計	44,501	△5,500	39,001
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産繰入支出	7,301	△100	7,201
(2) 固定資産取得支出	0	0	0
投資活動支出合計	7,301	△100	7,201
投資活動収支差額	37,200	△5,400	31,800
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入合計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出合計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	2,500	2,500	5,000
当期収支差額	△28,210	16,210	△12,000
前期繰越収支差額	170,648	△28,210	142,438
次期繰越収支差額	142,438	△12,000	130,438

〔三〕事業計画事項

I 実施事業等会計

1 公益事業

公益事業は、公益目的支出計画並びに講演会等開催費用助成金交付規則及び寄附金の支出に関する要綱に基づき、次のとおり実施する。

(1) 講演会等開催費用助成金

互助会を組織する市町が、地域内住民を対象に地方自治の振興に寄与するための講演会若しくはその他の文化事業又は体育事業を実施したときに、当該事業等の実施に要した費用の範囲内で、市については120,000円、町については90,000円を限度に助成する。

(2) 特定寄附

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第5条第17号に掲げる法人のうち、地域と連携し、地域政策又は地域づくり等に関する調査研究、情報収集発信、支援又はこれらの人材育成等の事業活動を実施する法人に対し寄附金を支出することとし、次の2法人にそれぞれ250万円(年額)を支出する。

- ①国立大学法人滋賀大学(産学公連携推進機構 社会連携センター)
- ②公立学校法人滋賀県立大学(地域共生センター)

II その他事業会計

1 福利事業

福利事業は、給付規則及び銀婚慶祝規則に基づき次のとおりとする。

(1) 傷病見舞金

会員が病気又は負傷(以下「疾病等」という。)により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷(以下「特定損傷」という。)に伴う治療を受けたとき、一疾病等又は一特定損傷に起因する一連の治療に係る入院の日数及び通院の回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院の日数を乗じて得た額及び3,000円に通院の回数を乗じて得た額の合計額に10,000円を加算した額(その額が10万円を超えるときは、10万円。)とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

(注1) 入院とは、医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院又は診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいう。

〔対象とならない入院〕

美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、正常な分娩、治療を伴わない人間ドック検査、自宅での治療又は通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合

(注2) 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいう。

ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなさない。

(注3) 特定損傷とは、骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とし、対象となる骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とは、次によって定義づけられる損傷をいう。

損 傷 名	損 傷 の 定 義
1. 骨 折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいう。ただし、変形治癒、偽関節、病的または特発骨折を除く。
2. 関 節 脱 臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態をいう。ただし、先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。
3. 腱 の 断 裂	腱が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネによる固定または腱形成術(腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含む。)を要するものをいう。ただし、疾病を原因とするものを除く。

4. 熱 傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいう。 (1) 深達性Ⅱ度熱傷 真皮層の深部まで障害された状態(直径2cm未満を除く。) (2) Ⅲ度熱傷 皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態(直径2cm未満を除く。)
5. 永久歯の喪失	歯(第三大臼歯(親しらず)、過剰歯及び乳歯を除く)の根元から全体を永久に喪失した状態(医師の判断で行われた抜歯治療により永久に喪失した状態を含む)をいう。ただし、疾病またはそしゃく行為を原因としたものを除く。

(注4) 入院を伴う治療に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院の回数は、3回を限度とする。

(注5) 特定損傷に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院とは、自己負担額が3,000円以上の通院に限る。

(2) 家族傷病見舞金

会員の扶養家族が病気又は負傷により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷に伴う治療を受けたとき、一疾病等又は一特定損傷に起因する一連の治療に係る入院日数及び通院回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院日数を乗じて得た額及び3,000円に通院回数を乗じて得た額の合計額に5,000円を加算した額(その額が10万円を超えときは、10万円。)とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

(3) 結婚祝金

会員が結婚したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入ったときを含む。)。ただし、復縁は除く。

40,000円 (過去に結婚祝金給付を受けたことがあるときは、20,000円)

(4) 出産祝金

ア 会員又は会員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産したとき。

30,000円

イ アに該当した場合において、同じ父母で第3子以降の子については、20,000円を加算する。

(5) 入学祝金

ア 会員の子(同居の子に限る。)が小学校に入学したとき。

20,000円

イ 会員の子(同居の子に限る。)が中学校に入学したとき。

30,000円

(6) せん別金

会員が市町村等の職員でなくなったとき。

次の各号に掲げる会員期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 5年以上10年未満 | 10,000円 |
| (2) 10年以上15年未満 | 20,000円 |
| (3) 15年以上20年未満 | 30,000円 |
| (4) 20年以上25年未満 | 40,000円 |
| (5) 25年以上30年未満 | 50,000円 |
| (6) 30年以上 | 60,000円 |

なお、市町村長等にあつては、市町村長としての期間1年につき2,000円、市町村長以外の特別職(教育長を含む。)としての期間1年につき1,000円を加算する。

(注) 平成24年3月31日現在会員である者に係るせん別金の支給額は、改正後のせん別金の計算方法にかかわらず、施行日前の会員期間に係る改正前のせん別金の計算方法により算出した平成24年3月31日現在のせん別金の額が60,000円以上の者にあつては当該算出額とし、当該算出額が60,000円未満の者にあつては、当該算出額と平成24年4月1日以後の会員期間の改正後のせん

別金の計算方法により算出した額の合算額(当該合算額が60,000円を超えるときは60,000円とする。)とする。

(7) 会員特別給付金

ア 満44歳以上の会員が銀婚慶祝に該当せず市町村等の職員でなくなったとき。

20,000円を限度として、会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)

イ 結婚祝金及び出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき。

会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)

ウ 会員期間が10年以上(特別職は4年以上)の者が、出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき(イに該当する場合を除く。)

会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき500円(特別職は1,000円)

※アからウまでを支給する場合において、当該市町村等の職員でなくなった際の会員期間より前に会員期間を有するときは、会員期間を通算して支給額を算出するものとする。ただし、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し会員特別給付金を支給されているときは、会員期間を通算して算出した額から、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し支給された会員特別給付金の額を控除して得た額を支給することとする。

(8) 弔慰金

会員(資格喪失後3月以内の者を含む。)が死亡したとき。

100,000円

(9) 家族弔慰金

ア 会員の配偶者が死亡したとき。

100,000円

イ 会員の扶養家族(配偶者を除く。)並びに扶養家族でない同居の子及び父母が死亡したとき。

30,000円

ウ 会員と同居のその他の家族が死亡したとき。

20,000円

※会員又は会員の配偶者が胎児を死体で出産したときは、同居の子が死亡したものとみなす。

(10) 非常災害見舞金

ア 住居及び家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

50,000円

イ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

住居又は家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

40,000円

ウ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

住居又は家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

30,000円

エ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

20,000円

オ 浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む。)が損害を受け、その認定が困難なとき。

床上120cm以上 30,000円

床上30cm以上 20,000円

(11) 長期療養会員見舞金

会員が病気又は負傷により引き続いて30日以上勤務に服することができなかったとき。

次の各号に掲げる療養期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

(1) 30日以上90日未満 10,000円

(2) 90日以上180日未満 20,000円

(3) 180日以上 30,000円

(12) 永年在会祝金

ア 会員期間が引き続き20年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、8年に至ったとき。

30,000円

イ 会員期間が引き続き30年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、12年に至ったとき。

50,000円

ウ 会員期間が引き続き40年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、16年に至ったとき。
50,000円

(13) 銀婚慶祝

会員期間中に婚姻届出後24年を経過した者に対し、日本旅行又はJTBのギフトカード旅行券を記念品として贈呈し祝福する。(40,000円程度)

2 厚生事業

厚生事業は、家庭用常備薬等配付規則、ドック補助金交付規則、並びに、健康管理事業の実施に関する要綱、スポーツ事業及び文化事業の実施に関する要綱、リフレッシュ事業の実施に関する要綱、子育て支援事業の実施に関する要綱、ワーク・ライフ・バランス実現支援事業の実施に関する要綱、住宅支援事業の実施に関する要綱に基づき次のとおりとする。

(1) 家庭用常備薬等配付

会員とその家族の負傷等の応急処置に対処するため、各会員に対し3,300円を限度に家庭用常備薬等の無償配付を実施する。

なお、配付対象者は9月納付金払込対象者で、配付(納品)時期は11月上旬を目途とする。

(2) ドックに係る受検費用の補助(ドック補助金)

会員がドックを受検した場合に次に掲げる区分によりそれぞれ当該金額を限度に補助する。

ア 人間ドックの日帰りにあつては15,000円、1泊2日以上にあつては30,000円

イ 脳ドック(MRA検査又はMRI検査を含んだ脳検査を含む。)にあつては、15,000円

(3) 健康管理事業

会員の健康管理意識の向上と、市町村等職員としての長期定着に繋がる健康経営を目的とした健康管理に関する事業を実施する。

ア 所属所(市町等)が職員に対してインフルエンザ予防接種事業を実施した場合(独自互助会等の職員団体が実施した場合を含む。)にあつて、その実績に応じて助成する。

なお、助成額は、予防接種者1人当たり1,000円相当とする。

イ 会員の健康づくりを促進するため、RIZAP(ライザップ)の法人向けパッケージを活用して、健康づくりセミナーを実施する。(1回)

(4) スポーツ・文化事業

ア 映画館利用補助

互助会が指定する映画館(イオンシネマ(全国80館以上)、アレックスシネマ(4館)、ピバシティシネマ)の利用につき、共通前売券1枚当たり1,100円(小人用700円)で会員に提供(斡旋)する。

なお、1人当たりの利用制限枚数は、10枚(会員期間1年以下の会員は5枚)とする。

(互助会の負担は、1枚当たり200円又は300円(小人用は100円)である。)

イ 観劇・スポーツ観戦チケットの補助

互助会の指定する(各種コンサートやミュージカル等)やスポーツ観戦チケット(滋賀レイクスターズ、プロ野球観戦等)のチケットについて、価格に応じて1枚当たり2,000円を限度に補助する。

なお、コンサートや演劇等のチケットについては、1回につき会員1人当たり2枚を限度とする。

通常価格	互助会負担額(補助額)の算定基準
～5,000円	互助会負担額 ≤ 通常価格の50% - 割引(5～10%) ただし、互助会負担額は、2,000円を限度とする。
5,001円～10,000円	互助会負担額 ≤ 2,000円 - 割引(5～10%)
10,001円～	互助会負担額 = 2,000円

ウ みんなのウォーキング

会員の交流と、生活習慣病の改善や肥満防止などの健康意識をさらに向上させることを目的として、積極的に健康維持・健康づくりに取り組もうとする会員をサポートする手段の一つとして、京都市市町村職員厚生会、兵庫県市町村職員互助会と合同で、WEB上で「みんなのウォーキング」を共同実施する。

なお、各市町の紹介や地域振興の一助として、歩数に応じて抽選で当たる「地域の特産品」の充

実を図るとともに、3団体交流のイベント(「チャレンジ月間」)等、広域連携の拡充を図ること。

[実施期間] 通年(チャレンジ月間以外の期間の利用者数の向上と利用継続を促進するための取り組みを行うこと。)

[チャレンジ月間] 6月(6月1日～30日)、11月(11月1日～30日)の年2回

エ 体験教室

趣味・教養に関する体験教室を実施すること。(ものづくり、アクティビティ、写真、料理など)

(5) リフレッシュ事業

ア 施設利用

契約施設(東京ディズニーリゾート等)が提供する企業団体向け福利厚生プログラム(施設利用補助プログラム)を活用すること。

契 約 施 設 名	補 助 額 (券面額)	利用制限 (1人当たり)
東京ディズニー・リゾート(TDR)	2,500円	2枚
鳥 羽 水 族 館	600円	4枚
海 遊 館	500円	4枚
ニ フ レ ル	500円	4枚
名古屋港水族館	530円	4枚
ナ ガ シ マ リ ゾ ー ト	1,300円	4枚
アンパンマンこどもミュージアム	500円	4枚
ア ク ア ・ ト ト ギ フ	540円	4枚
ひ ら か た パ ー ク	1,480円	4枚
湯 快 リ ゾ ー ト	1,000円	4枚

(注1) 補助額は、大人の場合。施設により小人等の区分がある場合は、その金額に応じて補助額を設定する。

(注2) ニフレル、名古屋港水族館及びひらかたパークは、前売方式である。

(注3) 会員期間が1年以下の会員は、上記利用制限の枚数の半分とする。

また、企業団体向け福利厚生プログラムのない施設等にあつては、期日限定で、団体割引等を活用してお得に利用できる企画を実施すること。(USJなど)

イ 企画旅行

会員のリフレッシュと家族サービスを目的として、企画旅行を実施すること。(年3回予定)

(6) 子育て支援事業

会員の子育てを支援するため、会員又は会員の配偶者が出産したとき(出産祝金給付に該当したとき)、当該出産者に育児図書は無償配付(購読)する。

[最初の1年間]

A. 月刊『赤ちゃん！』(12冊)＋基本セット

※基本セット内容:「お誕生日号」、「お医者さんにかかるまで」、保存用ファイル

B. 月齢別育児情報誌『わくわく育児』(12冊)＋育児カレンダー(12枚)＋基本セット

※基本セット内容:『お祝いカード』、『ママ・パパあしんブック』

C. 「きちんとかんたん離乳食」(1冊)

※A又はBのいずれか(選択制)とし、希望者にCを贈呈する。(Cのみでも可)

[2年目以降(満3歳まで)]

D. 季刊『1・2・3歳』(年4冊)／6月(夏号)から季刊『ラシタス』に変更

E. 『かんたんおいしい幼児のごはん』(1冊)

※Dと、希望者にEを贈呈する。(Eのみでも可)

(7) 研修会等参加費用補助金

参加料又はテキスト代等の費用負担が必要な研修会等に参加した場合、負担した費用の範囲内で3,000円を限度に補助する。

(8) WLB実現支援事業

ア 自己啓発

会員が、NHK学園の「生涯学習通信講座」を受講する場合、受講料の割引(2,000円)を受けられることとするとともに、その費用の一部を補助(5,000円)する。

なお、会員の家族及び互助会会員資格喪失後3箇月の元会員が、互助会を通じて受講申込をした場合は、受講料の割引を受けられることとする。

イ メンタルヘルス(旧メンタルカウンセラー派遣事業)

会員のメンタルヘルスを促進するため、滋賀県市町村職員共済組合と共同し、カウンセラーの派遣事業を実施する。

ウ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー講師派遣

仕事と子育ての両立支援のほか、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの講師を、希望する所属所(市町等)に派遣する。(働き方改革など)

エ 健康づくりセミナー

健康管理事業へ移行

(9) 住宅支援事業

ア 住宅取得等費用割引制度

本会が提携する住宅メーカーで住宅を取得等(新築・建替、リフォーム、分譲住宅等購入)される場合、その取得等の費用の割引が適用されるとともに、新築・建替及び分譲住宅等購入にあっては本会より記念品を贈呈する。

区 分	適 用 割 引 率			記念品の額
	新築・建替	リフォーム	分譲住宅等	
住宅メーカー協議会	本体価格の 3%	見積価格の 3%	販売価格の 0.5～3%	本体価格の 0.2%程度
(株)一条工務店	本体価格の 2%			本体価格の 0.1%程度

※住宅メーカー協議会:8社(住友林業、セキスイハイム、積水ハウス、ダイワハウス、パナソニックホームズ、ミサワホーム、三井ホーム、ヘーベルハウス)

※記念品は、取扱手数料(紹介料)収入より支出する。(互助会の実負担なし)

イ 住宅資金融資(割引)制度

本会が提携する金融機関(滋賀銀行及び関西みらい銀行)で住宅融資を受ける場合、住宅ローン金利の優遇を受けられることとする。

ウ その他

滋賀県教職員互助会及び滋賀県退職教職員互助会との合同企画として、住宅メーカー協議会の運営により「ハウジングセミナー&フェア」を開催する。

3 保 険 事 業

公務員賠償責任保険

地方公務員である会員が住民訴訟や民事訴訟に備え、積極的な施策展開に支障を来すことなく安心して業務に専念できるよう、公務に起因し損害賠償請求(住民訴訟や民事訴訟など)がなされた場合に個人が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償する公務員賠償責任保険を取り扱う。

[保険の名称]

全国地方職員福利厚生協議会「団体地方公務員賠償責任保険」

取扱代理店：(幹事代理店)アルプスカード株式会社

引受保険会社：(幹事)損害保険ジャパン株式会社

[制度の概要]

地方公共団体職員(公務員)や首長が、公務に起因して保険期間中に損害賠償請求(住民訴訟及び民事訴訟、その他の損害賠償請求)がなされた場合に、職員や首長個人が負担する法律上損害賠償金と争訟費用について保険金が支払われるもの。

①保険契約者及び加入者並びに被保険者

「全国地方職員福利厚生協議会」(以下「協議会」という。)が保険契約者となる。協議会の加入団体(本会)の構成員個人(会員)が、加入者及び被保険者となる。(保険料は加入者の個人負担)

②保険期間

令和5年(2023年)9月1日から令和6年(2024年)9月1日まで(12箇月間)

※9月1日午後4時から1年間で、毎月1日を始期として中途加入可能(保険料は期間割)

③募 集

令和5年度(2023年度)募集は、7月から8月に実施する。なお、中途加入は、随時受け入れる。
ただし、中途解約及び中途でのプラン変更の取扱いはない。

④補償内容

補償内容 補償プラン	被 保 険 者 1 名 あ た り 保 険 金 額			
	①損害賠償金	②争 訟 費 用	①+②	初期対応費用
	一連の損害賠償請求あたりのてん補限度額		期間中限度額	期間中限度額
5億円プラン	5億円		5億円	500万円
3億円プラン	3億円		3億円	500万円
1億円プラン	1億円		1億円	500万円
5000万円プラン	5,000万円		5,000万円	500万円
3000万円プラン	3,000万円		3,000万円	500万円

※一連の損害賠償請求:損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。

※期間中限度額:1年間の保険期間における保険金お支払い限度額のことをいいます。(損害賠償金、争訟費用を合算しての限度額です。)

※初期対応費用は別枠で期間中限度額500万円までお支払いします。

※第三者の生命または身体を害したことによる被害者への見舞金は、1被害者あたり3万円が限度です。

⑤年間保険料(1人あたり/保険期間1年間/一時払い)

区 分 補償プラン	職 員	町 長	市 長
5億円プラン	9,840円	—	—
3億円プラン	8,760円	—	—
1億円プラン	6,360円	99,600円	552,000円
5000万円プラン	4,800円	54,000円	306,000円
3000万円プラン	2,880円	20,400円	98,400円

(注1) 職員:首長以外の特別職、管理職、一般職員などを言う。

(注2) 上記の年間保険料の額は、令和4年度の額であり、改定される場合がある。

4 その他

(1) 契約施設等

ホテル等の宿泊施設だけではなく、契約により割引や特別料金で利用できる施設等を、引き続き拡充すること。(補助なし)

(2) 互助会事業の周知

①互助会ホームページ(<https://www.shiga-ctvgojokai.jp/>)

②互助会のしおり「GO GUIDE(ゴーガイド)」

③会報紙「GO LINK(ゴーリンク)」又は「GO LINK WEB」

④WEB通信「マイホームサポート通信」

⑤公式LINEアカウントによる周知

(3) 会員の交流

所属所(市町等)を越えて会員が交流できる事業や仕組みを検討すること。

(4) 団体間の交流

他の互助会等との交流事業や合同事業の実施や交流の仕組みを検討すること。

— 以上 —

ウ 会員期間が引き続き40年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、16年に至ったとき。
50,000円

(13) 銀婚慶祝

会員期間中に婚姻届出後24年を経過した者に対し、日本旅行又はJTBのギフトカード旅行券を記念品として贈呈し祝福する。(40,000円程度)

2 厚生事業

厚生事業は、家庭用常備薬等配付規則、ドック補助金交付規則、並びに、健康管理事業の実施に関する要綱、スポーツ事業及び文化事業の実施に関する要綱、リフレッシュ事業の実施に関する要綱、子育て支援事業の実施に関する要綱、ワーク・ライフ・バランス実現支援事業の実施に関する要綱、住宅支援事業の実施に関する要綱に基づき次のとおりとする。

(1) 家庭用常備薬等配付

会員とその家族の負傷等の応急処置に対処するため、各会員に対し3,300円を限度に家庭用常備薬等の無償配付を実施する。

なお、配付対象者は9月納付金払込対象者で、配付(納品)時期は11月上旬を目途とする。

(2) ドックに係る受検費用の補助(ドック補助金)

会員がドックを受検した場合に次に掲げる区分によりそれぞれ当該金額を限度に補助する。

ア 人間ドックの日帰りにあつては15,000円、1泊2日以上にあつては30,000円

イ 脳ドック(MRA検査又はMRI検査を含んだ脳検査を含む。)にあつては、15,000円

(3) 健康管理事業

会員の健康管理意識の向上と、市町村等職員としての長期定着に繋がる健康経営を目的とした健康管理に関する事業を実施する。

ア 所属所(市町等)が職員に対してインフルエンザ予防接種事業を実施した場合(独自互助会等の職員団体が実施した場合を含む。)にあつて、その実績に応じて助成する。

なお、助成額は、予防接種者1人当たり1,000円相当とする。

イ 会員の健康づくりを促進するため、RIZAP(ライザップ)の法人向けパッケージを活用して、健康づくりセミナーを実施する。(1回)

(4) スポーツ・文化事業

ア 映画館利用補助

互助会が指定する映画館(イオンシネマ(全国80館以上)、アレックスシネマ(4館)、ビバシティシネマ)の利用につき、共通前売券1枚当たり1,100円(小人用700円)で会員に提供(斡旋)する。

なお、1人当たりの利用制限枚数は、10枚(会員期間1年以下の会員は5枚)とする。

(互助会の負担は、1枚当たり200円又は300円(小人用は100円)である。)

イ 観劇・スポーツ観戦チケットの補助

互助会の指定する(各種コンサートやミュージカル等)やスポーツ観戦チケット(滋賀レイクスターズ、プロ野球観戦等)のチケットについて、価格に応じて1枚当たり2,000円を限度に補助する。

なお、コンサートや演劇等のチケットについては、1回につき会員1人当たり2枚を限度とする。

通常価格	互助会負担額(補助額)の算定基準
～5,000円	互助会負担額 ≤ 通常価格の50% - 割引(5～10%) ただし、互助会負担額は、2,000円を限度とする。
5,001円～10,000円	互助会負担額 ≤ 2,000円 - 割引(5～10%)
10,001円～	互助会負担額 = 2,000円

ウ みんなのウォーキング

会員の交流と、生活習慣病の改善や肥満防止などの健康意識をさらに向上させることを目的として、積極的に健康維持・健康づくりに取り組もうとする会員をサポートする手段の一つとして、京都市市町村職員厚生会、兵庫県市町職員互助会と合同で、WEB上で「みんなのウォーキング」を共同実施する。

なお、各市町の紹介や地域振興の一助として、歩数に応じて抽選で当たる「地域の特産品」の充

令和5年度(2023年度)予算

予 定 貸 借 対 照 表

令和6年(2024年)3月31日現在(推計)

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度見込額	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
普 通 預 金	37,938	44,938	△7,000	
定 期 預 金	100,000	100,000	0	
流 動 資 産 合 計	137,938	144,938	△7,000	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基 本 財 産 信 託 金	10,000	10,000	0	
基 本 財 産 合 計	10,000	10,000	0	
(2) 特定資産				
退 職 給 付 引 当 資 産	45,949	43,249	2,700	
責 任 準 備 金 引 当 資 産	401,038	435,538	△34,500	
特 定 資 産 合 計	446,987	478,787	△31,800	
(3) その他の固定資産				
什 器 備 品	112	122	△10	
電 話 加 入 権	146	146	0	
その他の固定資産合計	258	268	△10	
固 定 資 産 合 計	457,245	489,055	△31,810	
資 産 合 計	595,183	633,993	△38,810	
II 負債の部				
1. 流動負債				
流 動 負 債 合 計	0	0	0	
2. 固定負債				
退 職 給 付 引 当 金	45,949	43,249	2,700	
責 任 準 備 金	401,038	435,538	△34,500	
固 定 負 債 合 計	446,987	478,787	△31,800	
負 債 合 計	446,987	478,787	△31,800	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄 附 金	10,000	10,000	0	
指 定 正 味 財 産 合 計	10,000	10,000	0	
(うち基本財産への充当額)	10,000	10,000	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
2. 一般正味財産	138,196	145,206	△7,010	
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
正 味 財 産 合 計	148,196	155,206	△7,010	
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	595,183	633,993	△38,810	

予定貸借対照表内訳表

令和6年(2024年)3月31日現在 (推計)

(単位:千円)

科 目	実施事業等会計	その他事業会計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
普 通 預 金	0	21,536	16,402	0	37,938
定 期 預 金	0	80,000	20,000	0	100,000
流 動 資 産 合 計	0	101,536	36,402	0	137,938
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基 本 財 産 信 託 金	10,000	0	0	0	10,000
基 本 財 産 合 計	10,000	0	0	0	10,000
(2) 特定資産					
退 職 給 付 引 当 資 産	0	0	45,949	0	45,949
責 任 準 備 金 引 当 資 産	0	401,038	0	0	401,038
特 定 資 産 合 計	0	401,038	45,949	0	446,987
(3) その他の固定資産					
什 器 備 品	0	0	112	0	112
電 話 加 入 権	0	0	146	0	146
その他の固定資産合計	0	0	258	0	258
固 定 資 産 合 計	10,000	401,038	46,207	0	457,245
資 産 合 計	10,000	502,574	82,609	0	595,183
II 負債の部					
1. 流動負債					
流 動 負 債 合 計	0	0	0	0	0
2. 固定負債					
退 職 給 付 引 当 金	0	0	45,949	0	45,949
責 任 準 備 金	0	401,038	0	0	401,038
固 定 負 債 合 計	0	401,038	45,949	0	446,987
負 債 合 計	0	401,038	45,949	0	446,987
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄 附 金	10,000	0	0	0	10,000
指 定 正 味 財 産 合 計	10,000	0	0	0	10,000
(うち基本財産への充当額)	10,000	0	0	0	10,000
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	0	101,536	36,660	0	138,196
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	0	0
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	0	0
正 味 財 産 合 計	10,000	101,536	36,660	0	148,196
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	10,000	502,574	82,609	0	595,183

正味財産増減予算書

令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

(単位: 千円)

科 目	予 算 額	前年度見込額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益の部				
①基本財産運用益	(60)	(60)	(0)	
基本財産受取利息	60	60	0	
②特定資産運用益	(3,980)	(4,430)	(△450)	
特定資産受取利息	3,980	4,430	△450	
③受取掛金	(86,350)	(86,250)	(100)	
受取会員掛金	86,350	86,250	100	
④受取負担金	(72,850)	(72,800)	(50)	
受取市町村等負担金	72,850	72,800	50	
⑤事業収益	(2,260)	(2,480)	(△220)	
住宅支援事業収益	2,260	2,480	△220	
⑥雑収益	(150)	(130)	(20)	
取扱手数料収益	140	120	20	
受取利息	5	5	0	
雑収益	5	5	0	
経常収益計	165,650	166,150	△500	
(2) 経常費用の部				
①事業費	(119,160)	(142,260)	(△23,100)	
[公益事業]	(6,260)	(6,260)	(0)	
講演会等開催費用助成金	1,260	1,260	0	
支払寄附金	5,000	5,000	0	
[福祉事業]	(73,400)	(97,050)	(△23,650)	
傷病見舞金	10,000	21,500	△11,500	
家族傷病見舞金	6,500	19,000	△12,500	
結婚祝金	6,000	6,000	0	
出産祝金	9,500	10,500	△1,000	
入学祝金	13,400	12,700	700	
せん別金給付費用	4,500	4,500	0	
会員特別給付金	2,900	2,900	0	
弔慰金	500	500	0	
家族弔慰金	2,000	2,000	0	
非常災害見舞金	100	100	0	
長期療養会員見舞金	900	900	0	
永年在会祝金	12,100	11,450	650	
銀婚慶祝費	5,000	5,000	0	
[厚生事業]	(39,500)	(38,950)	(550)	
家庭用常備薬等配付費	20,450	22,250	△1,800	
ドック補助金	4,200	3,600	600	
健康管理事業費	3,300	3,000	300	
スポーツ・文化事業費	2,000	1,550	450	
リフレッシュ事業費	4,900	3,750	1,150	
子育て支援事業費	2,400	2,400	0	
研修会等参加費用補助金	500	500	0	
WLB実現支援事業費	1,300	1,400	△100	

住宅支援事業費	450	500	△50	
②管理費	(53,500)	(54,110)	(△610)	
給料	19,700	19,430	270	
諸手当	14,200	13,520	680	
賃金	1	1	0	
退職給付費用	2,701	2,801	△100	
福利厚生費	5,600	5,450	150	
旅費交通費	800	750	50	
会議費	300	300	0	
通信運搬費	900	900	0	
什器備品減価償却費	10	10	0	
消耗什器備品費	100	100	0	
消耗品費	400	400	0	
修繕費	100	100	0	
印刷製本費	500	500	0	
貸借料	3,400	3,380	20	
光熱水料費	270	200	70	
普及費	800	800	0	
委託費	3,000	4,850	△1,850	
食糧費	30	30	0	
租税公課	50	50	0	
支払負担金	350	350	0	
支払利息	1	1	0	
雑費	287	187	100	
経常費用計	172,660	196,370	△23,710	
評価損益等調整前経常増減額	△7,010	△30,220	23,210	
投資有価証券評価損益等計	0	4,500	△4,500	
評価損益等計	0	4,500	△4,500	
当期経常増減額	△7,010	△25,720	18,710	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益の部	0	0	0	
(2) 経常外費用の部	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△7,010	△25,720	18,710	
一般正味財産期首残高	145,206	170,926	△25,720	
一般正味財産期末残高	138,196	145,206	△7,010	
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	60	60	0	
一般正味財産への振替額	△60	△60	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	0	
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	0	
III 正味財産期末残高	148,196	155,206	△7,010	

正味財産増減予算書内訳書

令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

(単位:千円)

科 目	実 施 事 業			そ の 他 事 業			法 人 会 計		内 部 取 引 消 去	合 計
	助成金	寄附金	業 等 共 通 小 計	福利事業	厚生事業	業 共 通 小 計	法人会計	業 共 通 小 計		
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益の部										
① 基本財産運用益	60		60	3,980	18,900	23,880	0	23,880		60
② 特定資産運用益										3,980
③ 受取掛金	480		480	66,970		67,450		67,450		86,350
④ 受取負担金					18,200	18,200	54,650	54,650		72,850
⑤ 事業収益					2,260	2,260		2,260		2,260
⑥ 雑収益					140	140		140		140
経 常 収 益 計	540	0	540	70,950	39,500	110,450	54,660	110,450	0	165,650
(2) 経常費用の部										
① 事業費	1,260	5,000	6,260			6,260		6,260		1,260
講演会等開催費用										5,000
支 払 金										10,000
傷 病 見 舞 金										6,500
家族 傷 病 見 舞 金										6,000
結 婚 祝 金										9,500
入 学 祝 金										13,400
人 員 給 付 費										4,500
会 員 特 別 給 付 金										2,900
市 民 慰 労 金										500
常 務 災 害 見 舞 金										2,000
非 常 災 害 見 舞 金										100
長 期 養 老 金										900
永 年 婚 祝 金										12,100
銀 行 費										5,000
家庭用常備薬等配付					20,450	20,450		20,450		20,450
ドック管理補助					4,200	4,200		4,200		4,200
健康事業費					3,300	3,300		3,300		3,300
スポーツ・文化事業費					2,000	2,000		2,000		2,000
リフレッシュ事業費					4,900	4,900		4,900		4,900
子育て支援事業費					2,400	2,400		2,400		2,400
研修会等参加費用補助					500	500		500		500
WLB実現支援事業費					1,300	1,300		1,300		1,300
住宅支援事業費					450	450		450		450

[illegible]